

令和2年3月25日

各 位

津 信 用 金 庫

民法（債権法）の改正に伴う預金規定等の改正について

当金庫では、令和2年4月1日より施行される改正民法を踏まえ、預金規定等を改正しますのでお知らせいたします。

なお、改正後の規定は、既にお取引いただいておりますお客様にも適用されます。あらかじめご了承ください。

記

○対象となる規定等

- ・ 当座勘定規定（一般用）
- ・ 普通預金規定
- ・ 普通預金（無利息型）規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定
- ・ 自由金利型定期預金（大口）規定
- ・ 変動金利定期預金規定
- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 定期積金規定
- ・ カード規定
- ・ 法人カード規定
- ・ デビットカード取引規定
- ・ Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定
- ・ WEB-FBサービス利用規定
- ・ 振込規定

○主な改正内容

- ・ 預金者の成年後見人等について、補助・保佐・後見が開始された場合の届出の義務化
- ・ 規定の変更条項の新設
- ・ 定期預金における期日前解約の取扱いについての明確化
- ・ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る条項の追加

○適用開始日

令和2年4月1日

○その他

各種規定につきましては、店頭に備置きしておりますので、規定内容をご確認いただけます。その他ご不明な点がございましたら、窓口へお申出ください。

以上